

2026年2月13日

各 位

会社名 株式会社IBJ  
代表者名 代表取締役社長 石坂 茂  
(コード番号: 6071)  
問合せ先 経営企画室 荒井 義人  
(電話: 080-7027-0983)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、2026年3月27日開催の第20期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

本変更は、代表取締役体制および株主総会・取締役会の運営に関する規定を整備することにより、経営体制の安定性および柔軟性の向上を図ることを目的としております。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、代表取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前項の役付取締役のうち、代表取締役社長のほか、必要に応じて取締役会長を代表取締役として選定することができる。</u>
(新設)	

<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 3 月 27 日  
 定款変更の効力発生日 2026 年 3 月 27 日

以 上